

## 著作権演習の解説 (ポイント)

正答	解説 (ポイント)
Q 1	○ 授業の過程における複製については、著作者の了解(許諾)を得る必要はありません。
Q 2	× 授業を受ける生徒へのコピーについては著作者の了解(許諾)を得る必要はありませんが、参観者への配布については著作者の了解(許諾)を得る必要があります。
Q 3	× 授業の過程における使用であっても、著作者の利益を不当に害する場合は了解(許諾)を得る必要があります。問題集は一人が一冊購入することを想定して販売しています。
Q 4	○ 授業の過程における使用については、著作者の了解(許諾)を得る必要はありません。
Q 5	× 担任または授業を受けるものによる複製に限られます。校内LANのサーバで共有するなど、誰もが利用できる状態にするところまでは許容されません。
Q 6	× 職員会議は授業の過程ではないので、著作者の了解(許諾)を得る必要があります。
Q 7	× P T A総会は授業の過程ではないので、著作者の了解(許諾)を得る必要があります。
Q 8	× 保護者向けの「学級通信」や「学校だより」は授業の過程ではないので、著作者の了解(許諾)を得る必要があります。
Q 9	○ 授業の過程における使用については、著作者の了解(許諾)を得る必要はありません。学校行事、部活動、生徒指導、進路指導なども授業の範囲として認められます。
Q 10	× 卒業記念のV T Rを作成して卒業式の当日に上映するところまでは問題ありませんが、複製して配布するためには著作者の了解(許諾)を得る必要があります。
Q 11	× コンテストや展覧会は授業の過程ではないので、著作者の了解(許諾)を得る必要があります。
Q 12	× 校歌や音楽会の楽曲にも著作権があります。Webへの公開は、複製および公衆送信になりますので著作者の了解(許諾)を得る必要があります。
Q 13	× Webへの公開は、複製および公衆送信になりますので著作者の了解(許諾)を得る必要があります。

※上記の×印の行為については、「著作者の了解(許諾)を得ずに」やってはいけない行為です。  
→著作者からの了解(許諾)を得れば問題のない行為です。



※まずは、複製(コピー)が本当に必要かどうか検討すること。そして、必要な場合は許諾を得ること。  
→事前に相談すれば、教育活動における著作物の利用について一定の理解を示していただける場合が多いです。